



粗大ごみ

事業系ごみは申し込めません

申込制・有料

一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外
(プラスチック製品、木製品など)で50cm以上のもの

粗大ごみを出す前に、リユースを検討してみませんか



1 申し込む

粗大ごみ受付センターへ
インターネット・チャット・LINEまたは電話で申し込んでください。

インターネット・チャット・LINE



▶インターネット

●インターネット上の品目一覧にないものは、電話で申し込んでください。



▶チャット



▶LINE

FAX(聴覚・言語に障害のある方専用)

FAX 045-550-3599

●名前、住所、FAX番号、出す品物の品目・材質・大きさ・個数などを記載して申し込んでください。

- 受付から収集まで2週間程度かかります。
- 収集した粗大ごみは再使用(リユース)させていただく場合があります。
- 申込み後の取り消しや変更は、収集日の3営業日前までに、粗大ごみ受付センターへ必ず連絡してください。
- 品物の材質・重量・大きさなどにより受付できないことがあります。
- お申込みをしていない粗大ごみを放置することは不法投棄になりますので、必ずお申込みをしてからお出しください。

電話

- ▶一般加入電話などからは (ナビダイヤル)
☎0570-200-530
- ▶携帯電話やIP電話などの定額制や無料通話などの通話料割引サービスを利用している方は
☎045-330-3953

受付時間 月～土曜日(年末年始以外は祝日も受付)
8:30～17:00

- 月曜日・火曜日や祝日の翌日は、電話が大変込み合います。
- サービスの品質向上を図るため通話内容を録音しています。

2 手数料を納める

NEW 電子決済をご利用の場合

- インターネット・チャット・LINEで収集申込みの場合は、電子決済が利用できます。
- 申込みの最後に決済画面が表示されます。画面の案内に従い決済を行ってください。
- ※初めて粗大ごみを申し込む方は、後日送られてくる本受付完了メールに記載の電子決済 URL より決済を行ってください。
- ※粗大ごみの持ち込み申込みや、電話申込みでは電子決済をご利用いただけません。

収集シールをご利用の場合

- 市内の金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで収集シールを購入手続きしてください。
- 収集シールに使用期限はないので、不要になったシールは次回ご使用いただけます。もし、今後使用する見込みがない方はご相談ください。
- 領収書は必ず、収集が終了するまで保管してください。
- 領収日付印のないものは無効です。
- 収集シールを破損・紛失した場合の再発行はできません。

3 粗大ごみを出す

収集日当日の朝8時までに申込みのときに確認した場所に出してください。

- 電池・バッテリー類や灯油燃料などは必ず抜いてください。
- 粗大ごみは雨の日でも出せます。
- 複数の粗大ごみを申し込んだ場合、複数回に分けて収集する場合があります。

NEW 電子決済をご利用の場合

- 縦横10cm以上の任意の用紙に、受付完了通知に記載の受付番号6桁を大きくわかりやすく記載してください。
- 受付番号6桁を書いた紙を、排出するそれぞれの粗大ごみに、ガムテープ等で4辺を貼りつけてください。

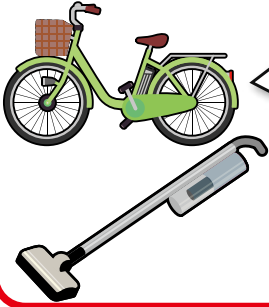


収集シールをご利用の場合

- 排出するそれぞれの粗大ごみに、収集シールを貼りつけてください。
- 粗大ごみに貼るシールに氏名を書きたくない場合は記号やイニシャルに代えることができます。申込みの際に相談してください。

注意

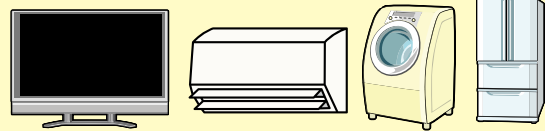
電動自転車や掃除機などの**電池・バッテリー類**は
取り外してから出してください



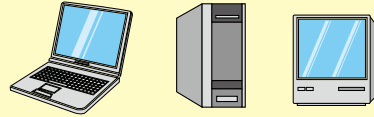
- 取り外した、
乾電池はP6へ
バッテリーはP19へ

対象外

- テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、
冷蔵庫・冷凍庫 ⇒P17へ



- パソコン(本体・ディスプレイ) ⇒P18へ



粗大ごみ処理手数料

一覧表にないものは粗大ごみ受付センターへお電話でお問合せください。



粗大ごみ処理手数料の減免

対象世帯

- 生活保護世帯 ●特定中国残留邦人世帯
- 身体障害1級または2級の認定を受けている方が属する世帯
- 精神障害1級の認定を受けている方が属する世帯
- 知的障害A1またはA2の認定を受けている方が属する世帯
- 重複障害(身体障害3級かつ知的障害B1)の認定を受けている方が属する世帯
- 福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯
- 介護保険要介護4または5の認定を受けている高齢者(65歳以上)が属する世帯
- 粗大ごみを自己搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方

申込み方法

- 粗大ごみの申込みの際に減免対象世帯であることを申し出てください。
- お申し込みの際、手帳番号等を確認させていただきます

減免の範囲

1世帯あたり年間(4月1日~翌年3月31日)4個まで

減免の割合

全額免除

粗大ごみの持ち込み

粗大ごみは以下の持込場所へ、ご自身で直接持ち込むことができます。

受付センターへ事前に **1** 申込みが必要です。

収集を依頼する場合の処理手数料と同じ料金が必要です。

(収集シールを貼って持ち込んでください)

持込場所

- 鶴見資源化センター：鶴見区末広町1-15-1(鶴見工場内)
- 長坂谷ストックヤード：緑区寺山町745-45
- 神明台ストックヤード：泉区池の谷3949-1(神明台処分地内)
- 栄ストックヤード：栄区上郷町1570-1

*受付日、受付時間は施設によって異なりますので、受付センターへ申込み時に確認してください。

粗大ごみの持ち出し収集

職員が敷地内または屋内まで入って収集する「粗大ごみの持ち出し収集」を実施しています。

詳細はP23をご確認ください。

資源循環局の事務所や工場でリユース家具を提供しています!

